〔歴史随想〕

処女論文から半世紀を経て新史料に接して

――無足人のこと――

秀村選三

一九四七年のことであるから、もう五十年以上も前のこと、宮本又次先生から「肥前国名護屋組文書の中に無足人というのが出てくる。無足人は一般的には武士の中でも地方知行をもたぬ軽輩の者を云うが、名護屋組の無足人は武士ではなくて一般の民衆のようだ。調べてみないか」と云われて、まだ古文書もよく読めないのに盲蛇に怖じずで名護屋組の文書に取り組んだ。名護屋組は秀吉の朝鮮侵略の拠点となった名護屋城があった処で、近世では唐津藩の支配を受け、組内には名護屋村など三ケ村と捕鯨で有名な小川島など四つの島がその中にあった。面白いのは中心部の名護屋村で、この村は村分・野元分・町分・浦分・海士分を抱える大きな村で大庄屋がいた。名護屋組文書は大庄屋松尾家に所蔵されていた文書で、以前長沼賢海先生が宗門人別改を研究されていた時に調査され、九州大学九州文化史研究所に寄贈を受けられたものであった。宗門人別改帳や万覚帳・御用記録・諸願留帳等々多数の文書があって、何から手をつけたらよいのか迷ったが、一番読みやすい近世後期の宗門人別改帳から読み始めた。

宗門人別改帳には本百姓・半百姓とともに多数の無足人が見出された。それから近世中後期の万覚帳や御用記録の中にも無足人が見出され、読めない文字を写字生の事務官に教えてもらいながら読み進めた。今から考えると読み誤

り、読み落しもあったことだろうが、ともかく無足人は土地を所持せず、小作をしたり、作間商をするとか、日雇稼に出たりしている者で、本百姓・半百姓とは異なる下層の民衆と一応考えられた。

しかし他方では無足人の中には裕福な名護屋町分の商人もいたことを注意しなければならない。たとえば伊藤家は献金によって苗字をもち、「御得居」の身分（この意味はまだ適確におさえてはいないが、一種の特権商人身分か）を与えられており、名護屋村は同家から年貢の不足米二百四十俵を借用していた。また藩の代官所は、献金によって帯刀を許された山中家に対して名護屋・串両村の大豆五百俵を売り払っていたのである。これは単なる特殊な事例ではなく、在郷商人として経済活動をしている無足人をほかにも見出したのである。

一九四七年秋の名護屋は私が初めて一人で史料調査に行った所で懐かしい。まだ呼子から小さな船で行く時代であった。大戦末期に私は松浦の海の守りについていて、魚雷艇に乗り荒波をかぶって走るのは、きびしいが爽快で「よくぞ男に生れけり」を実感した。浦や島の美しさにこの国を文字通り「浦安の国」にしなければと気負っていただけに戦後も海には郷愁があって、名護屋城阯から見る景観に感動した。はじめに訪ねた大庄屋松尾家の当主松尾悠氏は総髪の野武士然たる方で昂然と「わが家は松浦党」と云われていた。御宅の天井には無数の瓢箪が提げられていて驚いたが、このほか訪ねた家々で見せて下さる古文書には、一人で読めるかなと常に不安な気持で、戦後の質の悪いザラ紙に写し取った記憶がある。

帰途、唐津では「経済史研究」に唐津藩の育児政策や百姓一揆などを書かれていた郷土史家の植村平八郎氏を訪ねたが、同氏の写された正徳二年二月の「当家中諸法度」を見せて頂き、唐津藩でも武士に知行取のほかに無足人がいたことを知った。また年代不詳、表題不明であるが大庄屋が配下の村々の状況を藩に報告した文書（主屋太田勇吉家文書）を見せて頂き、その中には「村中百姓、無足人迄年中三日宛其村庄屋方へ雇来申候」とあるのを見出した。庶民層の中の無足を再確認したのである。

以上のことから武家の無足人のほかに庶民層の中にも二つのタイプの無足人がおり、これら三者に共通するものは、いずれも封建社会の基盤たる土地から遊離し、土地に基盤を置いていないことで、武士身分のほか庶民層には小

作、作間商、日雇、さらに在郷商人として裕福な者がいることに封建社会の変質を見出すとして稚拙な小論文を曲がりなりにまとめたのであった。

また、それまでに寺尾宏二氏は武家の無足人を研究されていて、太宰春台が武家の無足人は「農人ノ中ニテ田地ヲ持テ在者ヲ百姓ト称シ、田地無ヲ無足人ト称スルニ倣ヘル也」（経済録）と述べているので、農民の間の慣称に発したという春台の説を跡づけようとしたが、その典拠となる史料には接しがたい。かえって中世・近世を通じ無足人は武家の中に広く見られるものであると断定されていたが、名護屋組における無足人は太宰春台のいうところも無視できないことを示すものであることも述べた。

この小論文は社会経済史学会の部会ではじめて報告の後、宮本先生から三橋時雄先生に頼んでいただき「日本史研究」第八号に載せていただいた。稚拙なものであるが処女作なのでなつかしく、いつかは書き直したいと思いながらも積極的に書き直す動機を長い間つかみ得ないでいた。

気になるのは名護屋組文書の御用記録・万覚帳・諸願留帳等を繰ってゆくと、名護屋村の町分・村分から多くの民衆が平戸藩領の生月島・大島・壱岐勝本、五島藩領玉ノ浦・柏浦、福岡藩領大島、薩摩藩領甑島、さらに長州、佐渡等の鯨組の納屋へ日雇として数ケ月の出稼ぎに、また浦分・海士分の者が鯨組の付船等に雇われているのを見出すのは注目すべきことであって、これらの者の中にはおそらく無足人がいたと思われ、それはどの程度いたのか、鯨組という当時としては大規模な労働組織を知るためにも明らかにしたいことである。ともかく彼等は単純な日雇労働者ではなく、なんらかの技術をもったおそらく鯨組納屋場の諸種の職人ではなかったかと推察しているが、長い間課題として残したままである。

一九六〇年代私は鯨組の史料を求めて毎年秋、海が蒼さを増す頃に生月島の鯨組主益冨家はじめ対馬・壱岐・五島の島々を廻った。宇久島（五島藩）では「無足人附帳」という文書に接したが、この無足も庶民層の者であった。

以前日本経済史研究所の研究会で網野善彦氏が能登時国家の下人が必ずしも最下層の者とは言えず、広く商業活動をしていることを話された時、私も無足人も下層とは限られず在郷商人がいることを述べたことがあった。網野氏は百姓は農民とは限られず廻船・商業・塩浜などに従事する人々がいることも言われているが、近世の五島では地百姓

のほか竈百姓・浜百姓があって塩屋や海民を百姓と言っている。松浦地方には近世後期まで無足人とか百姓など、その言葉の原意をとどめていたと思われる。それだけでなく社会構造の上でも中世的なものを随分残していたようである（たとえば譜代下人など）。

最近、無足人に関する新史料に接することができて、再び無足人のことを考える契機を与えられた。かつて無足人のことを調べていた頃からまさに半世紀以上も経ってのことであるが、再び無足人なり、これと関連して、かつて書いた鯨組の労働組織について、その背景の村、浦、町をも含めて考えてみたいと思うようになっている。

その新史料の一つは、高田茂廣氏より教えて頂いたもので、同氏の御所蔵で最近福岡市総合図書館に寄贈され整理中の唐津藩入野組大庄屋諸岡家文書の中の断簡で、おそらく「男女并家数御改帳」ともいうべき帳簿の一断片と推定されるが、文化七年午四月の時点で男女人数、家数を書き上げ、代官御役所宛に大庄屋と他二人（庄屋か？）から報告したもので、おそらく控であろう。宛名の「御代官役所様」の下に心覚えのように

持高七石以上　本百姓、持高弐石以上　半百姓、持高弐石迄　無足人

と録している。無足人はすべてが全く土地を所持していないのではなく、零細ながら土地をもつ者もおり、他からの小作をもしたのである。以前文書を見ていた時に「農業心懸宜敷、第一御年貢米大切ニ相心得」る無足人がいたこともよりよく理解できるようになった。次掲の史料にも「小高作り」というのが出てくるのである。

その二は、宮崎克則氏から教えていただいたもので、名護屋組の文書であるが、松尾家から一九五〇年代に第二次の寄贈をうけ、九州文化史研究所では「名護屋組松尾家文書」としている中にあるものである。もとは書冊の一部分であったかと思われる書綴で、虫損、破損が相当にあり読み辛いが、整理にあたって享保十三年「万覚帳」と仮題が付せられている文書のなかに、名護屋組の無足人の総数、その内訳を書上げて「御代官所御手代衆中」へ届け出ている。無足人は弐百四拾六人で、内百五十九人は「家頭ノ分」、八十七人は「家内十五才より六十歳迄ノもの」で、後者の内訳は足軽奉公（十人）中間御家中奉公人（十三人）ぼてふり渡世（一人）状持（二人）砥石山日用（三人）郷中奉公人（六十二人）病身者（五十二人）日用取（四十二

人）小高作り（十四人）嶋々無足人（二十一人）遠嶋□□所々日用取（二十五人）とあり、さらに各村、各島ごとにも内訳が書かれている。

この史料で無足人が家頭と家内十五歳から六十歳までの労働可能の男子であり、家単位のものと個人単位のものに分けているのは注目すべきで、本百姓・半百姓とともに家の身分（？）であるとともに成年男子の夫役にかかわるものではないかと考えられる。というのは上記の「日用取」について「是ハ当分百姓難成、不□□日用取仕渡世仕候、併、状持所之御公役・村普請・道作り・出銭等其者見かけ相応ニ□させ百生□助ニ罷成申候」とか「嶋々無足人」について「加子役、地方ノ少□出銭等致させ見かけ相応ニ相勤させ申候」とあることから見ても夫役と関わりがあるようである。

以前の小論でも触れたが、同じ年度または一年違いでで本百姓＝本役、半百姓＝半役、無足人＝無役と断定できる場合もあり、しかも浦での民衆の区分は本役・半役・無役とされていることもあり、組全体で本百姓・半百姓・無足人と本役・半役・無役とされているときは村分・町分と浦分・海士分とでの民衆の区分の仕方には差違があったと思われる。

これまで無足人を唐津藩の民衆の一身分と見てきていたが、夫役の視点からも考えなければならないと思うようになった。ことに無足人が家頭の者と成人男子家族に分けられているのは今回の文書で初めて知ることが出来たのである。年代的にこれまでは宝暦以降の文書を見てきたが、今回の享保の無足人といかに関連させるかも大切である。さらに以前の小論文ではよく取り組めなかった「無家」「無家無足人」も今度は併せて考えたいものである。名護屋の「無家」は陸尺棒頭・山伏および無足人の後家などの家であるが、宇久島でも家数の中に「無家」という家があげられており、在村の足軽で若年者一人のみの家数軒が無家の事例がある。他の身分にもあるのかもしれない。いずれにしろ何らかの役負担と関係するのであろう。

新しい史料に接して嬉しいけれど、反って迷いも深くなっていく気がしている。

（ひでむら　せんぞう・九州大学名誉教授）